

息子の A さん

小規模宅地等の特例の適用を受けたいのですが、適用要件を詳しく教えてください。



相談役の O 氏

宅地と取得者の分類により異なってきます。詳しくは以下の表をご参照ください。

区分	特例の適用要件	
	取得者	取得者ごとの要件
被相続人の居住の用に供されていた宅地等	被相続人の配偶者	要件無し。
	被相続人の居住の用に供されていた建物に居住していた親族	相続開始直前から相続税の申告期限まで、引き続きその家屋に居住し、かつ、相続開始時から相続税の申告期限までその宅地等を有しているもの。
	被相続人と同居していない親族(家なし家族)	次の要件を満たす者。 ① 被相続人の配偶者がいない ② 相続開始の直前において被相続人と同居していた法定相続人がいない ③ 相続開始時に、被相続人が一時居住被相続人、非居住被相続人または非居住外国人であり、かつ、取得者が一時居住者または日本国籍および日本国内に住所を有していない者ではない ④ 相続開始前3年以内に日本国内にある自己または自己の配偶者の所有に係る家屋(相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されていた家屋を除く。)に居住したことがない。 ⑤ 相続開始時から相続税の申告期限までその宅地等を有している。
被相続人と生計を一にする被相続人の親族の居住の用に供されていた宅地等	被相続人の配偶者	要件無し
	被相続人と生計を一にしていた親族	相続開始直前から相続税の申告期限まで、引き続きその家屋に居住し、かつ、その宅地等を有しているもの。